

## 国道17号牛ヶ島地区災害復旧工事 特記仕様書

## 第1章 総則

## 第1条 適用範囲

1. 本工事の施工にあたって請負者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。また、設計図書のうち仕様書については、本特記仕様書、北陸地方整備局土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という）を適用するものとする。

## 第2条 主任技術者又は監理技術者の資格

1. 本工事の主任技術者または監理技術者は、下表に該当する資格者とする。

資格区分	契約額	45百万円以上、 160百万円未満		160百万円以上	
		主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者
国家資格	監理技術者資格者証 あり	○	○	○	○
	監理技術者資格者証 なし	○	×	○	×
2級土木施工管理技士(土木) 又は 2級建設機械施工技士	監理技術者資格者証 あり [大臣認定]	○	○	○	○
	監理技術者資格者証 なし	○	×	×	×
技術士 建設部門 農業部門〔農業土木〕 林業部門〔森林土木〕	監理技術者資格者証 あり	○	○	○	○
	監理技術者資格者証 なし	○	×	○	×
	監理技術者資格者証 あり [大臣認定]	○	○	○	○
国家資格なし					

## 第3条 VE提案

## 1. 定義

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、請負者が発注者に行う提案を言う。

## 2. VE提案の範囲

- (1) 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事目的物の機能、性能等を低下させることなく、工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとする。
- (2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
- ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
  - ②工事請負契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
  - ③提案の実施にあたり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

- 1 -

## 第16条 新技術等の活用についての検討

請負者は施工に先立ち、当該工事の工事内容について、新技術情報提供システム(NETIS)等を用い、新技術等の適用の有無について検討を行い、該当する新技術等が認められた場合は、その新技術等の優位性(経済性及び現場への適合性等)等をとりまとめ、監督職員に報告するものとする。なお、現場条件等により、工法等に変更が生じた場合も、上記と同様に取り扱うものとする。

## 第17条 監督職員補助業務委託

- 1) 本工事は、現場における現場技術業務を(社)北陸建設弘済会に委託している。
- 2) 本工事を担当する現場技術員は監督職員より別途通知する。

文章管理者印

## 模写電送用紙

平成17年11月11日		受付	時 分	送信	時 分	NO.	1/本紙含
あて先	JOSシステム研究室 無水堀工法 普及推進室 永見殿			取扱種別		返写却	取扱者
着信				発信	(所属) (氏名) [M. 753-6325] 佐伯河川国道事務所 竹田維持出張所 技術係長 上原		
標題	特記仕様書について						

お疲れさまです。

質問のありました、工事発注時に標準工法から当工法に変わることにより請負者の負

担や施工に対しての特記仕様書への記載は、2つ記載のありましたので送ります。

電話で話された、新技術の活用について検討することとなっている点と概算である点  
が挙げられます。

## 大野地区外防災工事特記仕様書

## 第1条 新技術等の活用についての検討

請負者は施工に先立ち、当該工事の工事内容について、新技術情報提供システム (NETIS) 等を用い、新技術等の運用の有無について検討を行い、該当する新技術等が認められた場合は、その新技術等の優位性（経済性及び現場への適合性等）等をとりまとめ、監督職員に報告するものとする。なお、現場条件等により、工法等に変更が生じた場合も、上記と同様に取り扱うものとする。

## 第2条 概算発注方式

1. 本工事のうちT010AB008、T057AB210（重力式擁壁、モルタル吹付部）、T057AB290（緩式ロックネット、モルタル吹付部）は、概算発注方式としているため別途実施する詳細設計が完了した後に着手するものとする。ただし、資材労務等の手配、測量等の準備工的なものは除くものとする。なお、詳細設計に要する期間として2ヶ月程度を見込んでいる。
2. 施工にあたっての詳細設計図面等は、監督職員からの指示によるものとし契約変更の対象とする。

## F A X 送 信 用 紙

日付 H18.1.27  
枚数 全2

宛先 DOSシステム研究会  
㈱水掘工法普及推進室 永見様

件名 追加特記仕様書 32款内容

お世話になります。
電話にて件ご当地の追加特記
仕様書の記載文を送ります。
よろしくお願い致します。

1-29. 公共工事コスト縮減の検討	<input type="radio"/> 本工事の施工に際し、新技術・新工法等の採用及び工法等の見直しにより建設費の縮減、労働力の縮小、工期の短縮等を図るよう努めるものとする。なお、新技術・新工法等の採用により建設費の縮減効果等の可能性があると判断される場合は、協議又は技術提案するものとする。
--------------------	--

浜松河川国道事務所 工務第二課  
設計係長 加藤 秀章  
〒430-0811 浜松市名塚町 266  
M 764-414  
TEL 053-466-0115  
FAX 053-466-0123

工事名 国道53号真鹿野法面工事

編	章	節	条	見	出	し	項
6	1	8	1-8-2	側溝工	側溝工	側溝工	追加
							下記に示す側溝について、昭和60年制定の土木構造物標準設計図集によるものとする。
				名称	規格		
				1号U型側溝	01-US-03(PU3-B400-H400)		
				1号側溝蓋	PC4-B400		
				新技術・新工法について	新技術等の活用についての検討	新技術・新工法について	追加
					建設発生土情報交換システム		
					適正な交通誘導		
					交通誘導員の配置計画		
						本工事は、建設発生土情報交換システム（（財）日本建設情報総合センター）の登録対象工事であり、諸負者は、工事の実施にあたっては土量、土質、土工期等に変更があった場合、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。 なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	追加
						片側交互交通規制を行なう場合は、片側交互交通の表示板を設置するとともに、必要に応じて迂回路表示板を設置する等の措置を講じるとともに交通規制による波滞状況を把握し、双方向の交通状況に応じ、バランスのとれたスムーズな交通誘導を行わなければならない。また、交通波滞が予想される際は、交通監視を主任務とする有資格の交通誘導員を配置すること。なお、配置については、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	追加
						現道上の工事においては、円滑（公平）な交通サービスを提供することが重要であることから請負業者は状況を充分把握するとともに、その対策について必ず施工計画書に記載しなければならない。なお、記載する項目は下記のとおりとする。	追加
						1) 交通整理員の配置計画 2) 波滞状況等の点検方法 3) 片側交互交通規制による波滞長の偏り対策 4) 隣接工事との交通対策 5) 波滞等の緊急時の対応方法	追加

## 佐伯維持管内防災（その2）工事 特記仕様書

ものとする。

また、土砂、碎石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

### 第 85 条 環境物品等の調達実績の集計

請負者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が平成17年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

## 第 20 章 電子納品

### 第 86 条 電子納品

本工事は、電子納品対象工事とする。

電子納品とは、工事の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「工事完成図書の電子納品要領（案）」（以下、「要領」とする）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

CADデータ交換フォーマットは、SXF（P21）とする。

電子媒体に保存する1つのファイル容量については、10MB以下とする。

工事完成図書の提出の際には、ウィルス対策を実施した後、電子納品・保管管理システムのチェックシステム（国土技術政策総合研究所）によるチェックを行い、エラーが無いことを確認したうえで提出すること。

### 第 87 条 工事完成図書の提出

工事完成図書は、要領に基づいて作成した電子データを電子媒体CD-R（ISO9660フォーマット）で2部提出する。

要領で特に記載が無い項目については、原則として、電子データを提出する義務はないが、要領の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

また、「紙」による工事完成図書の提出は、監督職員と協議の上、決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）」及び「現場における事前協議ガイドライン（案）」を参考とするものとする。

### 第 88 条 写真管理

写真是、「デジタル写真管理情報基準（案）」に基づいて提出する。

## 第 21 章 新技術活用特記仕様書

### 第 89 条 新技術の活用

1. 本工事については、新技術の活用を図るため、「試験フィールド事業」として新技術の試行を行うものとする。
2. 「試験フィールド事業」として実施する技術は、（工種）法面工、（種別）アンカーアンカー工、（細別）アンカーアンカーワーク法とする。
3. 施工に際しては、開発会社の技術資料や他の技術資料等、監督職員と協議したものにより実施するものとする。
4. 活用調査として、別途甲側より提示する資料により「活用効果調査」を実施し、新技術の工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。
5. 本技術による活用調査結果については、甲の許可なく公表してはならない。
6. その他  
その他、必要事項については、監督職員と協議の上決定する。